



# 佐賀国道ニュース



平成25年9月4日

## ☆8月の「道路ふれあい月間」に不法占用の現地指導を行いました。

『道路ふれあい月間』における行事の一環として、8月26日(月)には国道34号佐賀県鳥栖市村田町を27日(火)には国道202号佐賀県唐津市鏡にてそれぞれ上り下り併せて約2km区間について、不法占用の現地指導を行いました。

日頃の行いが良かったのか(?)両日とも指導時間の14時～16時は晴天に恵まれ、事務所、出張所の職員、委託業者の皆、汗だくとなりながら指導を行いました。

指導にあたっては、占有制度概要を記載したチラシを配布しながら各不法占用の方への説明・指導を行ったのですが、道路法に違反しているということだけでなく、置き看板やのぼり旗等があると、倒れて歩行者、自転車に当たったりする事故が起きる可能性があること等の安全面に問題があることを強調しながら説明を行ったところ、耳を傾けて下さる方が多かったように思います。

当事務所では、引き続き道路の不法占用を是正すべく定期的な現地指導を続けていくこととしています。

### 占有制度説明用チラシ



占有制度説明中(通行者がケガをする可能性もありますと説明をしたところ、暑い中、外に出てこれれ熱心に話を聞いて頂くことが出来ました。今後の是正が期待されます。)



国土交通省 九州地方整備局  
佐賀国道事務所

〒849-0924 佐賀県佐賀市新中町5-10  
TEL : 0952-32-1151 FAX : 0952-33-0583

<http://www.qsr.mlit.go.jp/sakoku/>